

白山市景観計画



白山市

平成
22
年
12
月



平成 22 年 12 月



白山市

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

白
山
市

白山市景観計画目次

序 章 白山市景観計画策定の背景と目的	1
序－1 白山市景観計画策定の背景	1
序－2 白山市景観計画策定の目的	1
序－3 白山市景観計画の位置付け	2
序－4 白山市景観計画の策定体制	2
第 1 章 景観計画区域	3
1－1 景観計画区域	3
第 2 章 景観づくりの基本的な考え方	4
2－1 基本目標	4
2－2 景観づくりの基本方針	4
2－3 景観づくりを図るべき区域の基本的な考え方	10
第 3 章 建築物等の景観基準及び届出（行為の制限）に関する事項	37
3－1 届出の対象となる行為	37
3－2 行為の制限に関する基準	52
第 4 章 良好な景観形成のための建造物及び樹木 （景観重要建造物及び景観重要樹木）に関する事項	79
4－1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針など	79
第 5 章 良好な景観形成のためのその他の方針	81
5－1 屋外広告物の表示に関する方針	81
5－2 景観上重要な河川・道路・公園などの公共施設 （景観重要公共施設）の指定及び整備の方針	81
5－3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	82
第 6 章 計画の実現に向けて	83
6－1 今後の方針	83
6－2 市民参加の促進	88
6－3 景観計画の充実に向けて（景観計画の改訂）	88
参考資料	89
用語の解説	89
策定経緯等	92

序章 白山市景観計画策定の背景と目的

序－１ 白山市景観計画策定の背景

白山市は、日本三名山の一つである霊峰白山から手取川扇状地を経て、日本海に至る広大な面積（755.17 k m²）を有し、標高差のある地形の中に山間地や田園など豊かで美しい自然に恵まれています。

本市では、景観づくりの取り組みとして、平成17年に市の特性を活かした伝統的住環境の保全及び創出を図る「白山市まちなみ景観条例」、都市機能と自然が調和した都市環境の創造を図る「白山市美しいまちづくり条例」を制定し、あわせて「白山市まちなみ景観基本方針」「白山市まちなみ景観基本計画」を策定して、魅力あるまちなみの整備及び快適な生活環境づくりに取り組んできました。

しかし、近年、生活様式の変化、農地・山林の荒廃や自然環境の悪化など、本市においても美しく魅力的な景観が失われようとしています。

このような状況の中、平成16年に景観に関する我が国初の総合的な法律である「景観法」が制定され、石川県においても、平成20年に「いしかわ景観総合条例」が制定されるなど、良好な景観形成の取り組みが全国的に広がりを見せています。

序－２ 白山市景観計画策定の目的

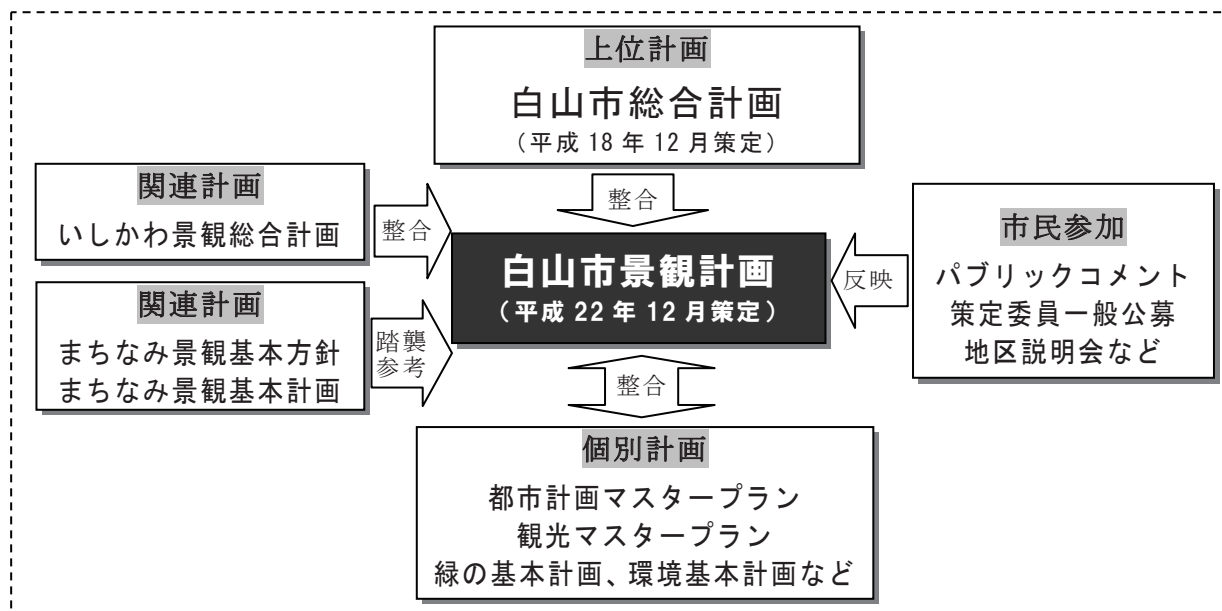
本計画は、「景観法」及び「白山市景観条例（平成22年条例第20号）」に基づき定めるもので、白山市の基本的な景観づくりの考え方、景観づくりのために必要な行為の制限に関する事項などについて、地域の特性に配慮するとともに、「いしかわ景観総合計画」などの各種計画との整合を図りながら、市民・事業者・市の協働による景観づくりを展開し、美しく魅力あふれる景観を守り、育て、創り、後世に引き継いでいくことを目的とします。



手取川扇状地と白山

序－３ 白山市景観計画の位置付け

本計画は、パブリックコメントや策定委員一般公募などによる市民の意見を反映しつつ、総合計画を上位計画とし、魅力あるまちなみの整備及び快適な生活環境の推進を目標とした「白山市まちなみ景観基本方針」「白山市まちなみ景観基本計画」を引き継ぐとともに、「いしかわ景観総合計画」や白山市の「都市計画マスタープラン」「観光マスタープラン」「緑の基本計画」「環境基本計画」などと整合を図ります。



序－４ 白山市景観計画の策定体制

本計画は市民の意見・提案などを反映しながら、「策定ワーキング」「策定委員会」における各段階で審議し、都市計画審議会、景観審議会や市議会等への説明・意見聴取及び県の同意を経て策定しました。

